

第17回 都道府県防犯設備士(業)協会全国大会開催



2022年11月11日(金)東京都港区にある東京グランドホテルにおいて、公益社団法人 日本防犯設備協会「第17回都道府県防犯設備士(業)協会全国大会」が開催されました。全国の防犯設備士(業)協会からは、25協会の方々に参加頂きました。また、警察庁、警視庁、公益財団法人 全国防犯協会連合会からも多数のご来賓の方々の出席を賜り、オブザーバーとして、当協会の運営幹事会メンバーや多くの総合防犯設備士の方々にもご出席を頂き、本会議出席者総数は79名でした。

第一部本会議では、当協会の片岡代表理事からの開会挨拶に続き、ご来賓を代表して、警視庁 生活安全部長 青山 彩子様、警察庁生活安全局調査官犯罪抑止対策室担当 前田 浩一郎様よりご挨拶を頂きました。

その後、報告事項に移り以下の5項目について報告されました。

- ①防犯設備士養成講習・資格認定試験の状況
- ②防犯設備士資格の更新講習の状況
- ③認定個人情報保護団体制度について
- ④防犯優良住宅認定制度分科会の状況
- ⑤日本防犯設備協会助成金交付事業について

その後活発な質疑応答を行いました。

休憩を挟み、地域協会の紹介と活動トピックスとして、開催地のNPO法人 東京都セキュリティ促進協力会、一般社団法人 群馬県防犯設備協会そして宮城県防犯設備士協会の3協会より協会の紹介と活動報告がなされ、次回の全国大会の開催地が兵庫県に決定しました。

第二部講演会は、一級建築士・総合防犯設備士・防犯優良住宅分科会アドバイザー 相川 隆様から「無施錠を狙う侵入犯罪」・「住居侵入罪と住宅のタイプ」—裁判所の判例から—をテーマに講演を頂きました。

なお、今回は感染予防対策を徹底し3年ぶりに懇親会を実施致しました。



司会：佐藤運営企画担当部長



塩野谷事務局長

開会の挨拶

公益社団法人 日本防犯設備協会 代表理事 片岡 義篤

本日は、第17回都道府県防犯設備士（業）協会全国大会開催にあたり、大変お忙しい中、警察庁から前田生活安全局調査官、警視庁からは青山生活安全部長にご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、地域協会からは25の協会の代表の方にご出席をいただいています。ありがとうございます。皆様方には、平素から日本防犯設備協会の業務各般にわたりまして、ご指導、ご支援をいただきしておりますことに対し、厚く御礼申し上げます。

今回の全国大会も昨年に引き続き、コロナ禍での開催ということになりました。感染状況は予断を許しませんので、今回も感染予防対策を講じた上での開催とさせていただいております。懇親会につきましては、3年ぶりの実施となりますが、着座形式とするなどご参加の皆様にはご不便をおかけするかもしれません、なにとぞご理解を賜りたく存じます。

さて本日の会議では、当協会の現状と課題について3点申し上げます。

最初に、防犯設備士事業についてです。防犯設備士の資格取得者数は本年11月現在で、約3万2000人です。総合防犯設備士は444人で、現在年に一度の試験を実施中です。防犯設備士につきましては、コロナ対策の観点から、昨年度から養成講習・試験のIT化を行い、オンライン講習、試験についてはCBT方式で行っています。受験生にとりまして大変利便性が向上いたしておりますので、受験者増、ひいては防犯設備士の増加に期待しております。

地域協会での更新講習につきましては、本年



は関西、九州及び中部地区で試行を行うこととし、既に大阪と福岡で実施しております。開催にご尽力いただきました関係地域協会の皆様、大変ご苦労様でございました。厚く御礼申し上げます。実施状況につきましては後程ご報告いたしますが、受講者からの評価も良く、開催会場によっては定員オーバーでお断りしているところもあります。明日行う予定の愛知での結果等も踏まえて、来年度以降どうするか検討してまいりたいと考えています。

2つ目は、認定個人情報保護団体についてです。近年のAIや画像解析技術の進展により、防犯カメラの分析、活用の幅が広くなり、普及が一段と進んでいます。それにともない、個人情報保護の問題が重要な課題となっています。また、当協会は従来から防犯設備士事業を実施している関係で個人情報の取扱いについては格別の注意をしているところですが、今後地域協会での更新講習の拡大に伴い、一層その重要性を増しています。

本年4月から個人情報保護法の令和2年改正法が施行されております。今般の改正で、認定

個人情報保護団体制度が拡充され、企業単位だけでなく、企業の特定分野・部門を対象とする団体も新たに認定の対象となりましたので、当協会もより一層個人情報保護に万全を期するため、認定団体としての資格を取得すべく準備をしているところです。

後ほど担当の方からご説明いたしますが、対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情の処理と情報提供等が主な業務です。皆様方にとりまして種々のメリットがあります。例えば、業界としては、個人情報の適正な取扱いを確保している業界として国民から一定の信頼を得ることができ、業界全体の意識の高揚とイメージアップにつながります。事業者にとりましては、苦情処理において当事者間では解決が困難な場合（悪質なクレーマーの存在もあり）、認定団体が第三者機関として公正な立場で関与することで迅速・円満な解決が期待できます。また、認定団体は個人情報保護委員会と密接な連携をとっていますので、最新かつ有効な情報の提供（例えばセミナーの開催等）を受けることができます。それも無料です。入会金や年会費等もありません。ただ苦情処理に当たって発生した費用（交通費、弁護士相談費用等）はご負担いただきます。消費者にとりましては、当事者間で解決しない場合のもう一つの窓口となり、それも業界に精通した認定団体が第三者機関として関与することで、迅速・円滑な解決が期待できます。

また地域協会が対象事業者になりますと、もう一つ大きなメリットがあります。その地域協会に加入されている防犯・セキュリティ事業関連の企業もこの制度の対象となることができるとしていますので、地域協会への入会勧誘の一助になればと考えています。このように種々

のメリットがございますので、皆様には是非ご参加いただきますようよろしくお願い申し上げます。

3つ目は、地域協会の設立等の関係です。地域協会の全県設立に向けた取組みについては、本年2月に新潟県で設立され、43協会となりました。未設置県は残り4県となります。現在、茨城県と鳥取県につきまして具体的に設立支援の取組みを行っております。引き続き会員の紹介など、皆様方のご支援ご協力をお願ひいたします。

防犯優良住宅認定制度については、総合防犯設備士委員会の中の分科会において、地域協会の皆様にも参画していただいて、その普及促進方策を検討しています。その成案を待って日防設として事業支援を強化して参りたいと考えています。

以上、当協会の現状と課題につきまして3点申し上げました。日本防犯設備協会は、地域における更なる安全安心なまちづくりの推進を図るため、地域協会の皆様と今後とも情報の共有を図り、一層の連携を強化して参りたいと考えておりますので、よろしくご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本大会の成功とご参加の皆様のご発展、ご健勝を祈念して私のあいさつといたします。ありがとうございました。

来賓のご挨拶

警視庁 生活安全部長 青山 彩子 様

只今、御紹介をいただきました、警視庁生活安全部長の青山でございます。

本日は、第17回都道府県防犯設備士（業）協会全国大会が開催されますことに心よりお祝い申し上げます。

東京都セキュリティ促進協力会の方々はもとより、全国からお集まりの防犯設備協会関係者の皆様におかれましては、平素より警察業務の各般にわたり、深い御理解と御協力を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

また、皆様には、犯罪の起きにくい社会環境づくりを担う防犯設備士の育成を始め、優良防犯機器認定制度による優良な防犯機器の開発及び普及促進、事業者や住民からの要請による防犯設備等に関するアドバイスなど、安全で安心なまちづくりに御尽力を賜っておりますことに加え、当庁が実施する「防犯実務研修」への講師派遣などへの御協力を賜っていることに対しまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて、東京都内の治安情勢についてお話をさせていただきます。

都内の犯罪情勢につきましては、平成14年に刑法犯認知件数が30万件を超える戦後最悪と言われましたが、平成15年以降は、19年連続で減少を続け、令和3年中は、約7万5,000件と平成14年当時の約4分の1にまで減少させることができました。

しかしながら、繁華街などに人出が戻ってまいりました本年10月末現在の刑法犯認知件数は、約6万3,000件と、昨年同期比で約1,900件（3%）の増加となったところであります。

また、地域社会に大きな不安を生じさせる子供や女性を狙った犯罪は後を絶たず、特殊詐欺の認知件数・被害額が共に依然として高い水準で推移しているなど、我々が取り組むべき治安上の課題は尽きません。

特に特殊詐欺では、還付金詐欺が最も発生が多く、昨年から引き続き、「ATMコーナーでは携帯電話の通話をしない、させない」ことを社会のルールとして広める「STOP! ATMでの携帯電話」運動を金融機関やコンビニエンスストア等と連携して推進しております。是非、皆様の御家族・御親戚の方々にもお伝えいただき、この運動が社会に浸透するよう御協力をお願い申し上げます。

一方で、皆様が高い関心を寄せられている侵入



窃盗の認知件数については、令和3年中2,254件と、前年と比べ895件減少しました。

本年は10月末現在、約1,700件と、昨年同期比でマイナス約120件（約-6%）と減少傾向が継続しております。

減少の要因としては、様々あると思われますが、防犯建物部品のサッシ、ガラス等の普及による住宅の防犯性能の向上に加え、防犯カメラやレコーダー等の防犯機器の性能の向上と普及により、犯罪に強い街並みや住宅が構築されてきたこと等が考えられます。

これはまさに、本日お集まりの皆様による安全で信頼できる防犯設備等に関する調査研究や設置等に携わる方に対する研修に加え、住民や施設管理者の方々への設置へ向けた働き掛けをしていただいている賜であります。

警視庁と致しましては、引き続き被害防止と検挙の両面から各種対策を推進するとともに、犯罪の起きにくい社会の実現へ向け、地域の皆様が取り組む自主防犯活動に資するよう、防犯アプリ「Digi Police」や「メールけいしちょう」による情報発信も推進しております。

どうか皆様におかれましては、警察が発信する情報も活用していただき、防犯設備等の一層の性質向上などを通して、防犯機器の普及や国民が安全安心に生活できる地域づくりのために、引き続き御尽力いただきますようお願い申し上げます。

結びに、全国の地域協会並びに日本防犯設備協会の益々の御発展と、本日御出席の皆様方の御多幸と御健勝を祈念致しまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

来賓のご挨拶

警察庁 生活安全局調査官 犯罪抑止対策室担当 前田 浩一郎 様

ただいま御紹介いただきました、警察庁生活安全局調査官の前田でございます。

本日は、第17回都道府県防犯設備士（業）協会全国大会にお招きいただき、ありがとうございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

全国の地域協会並びに日本防犯設備協会の皆様には、平素より警察行政各般にわたり、御理解と御協力を賜っておりますことに加え、防犯カメラなどの防犯設備の普及や、防犯設備士の認定・育成を通じ、犯罪の起きにくい社会づくりに向け、御尽力いただいていることに対しまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては国内で感染者が確認されてから3年目となり、ここにきて『withコロナ』の新たな段階への移行が進み、また、第8波が間近に迫るなど、これまでには無かった新しい動きが出はじめているところではあります。このような社会情勢の中、国民一人ひとりが日常生活を送る上で、安全安心の確保が重要であることは言うまでもありません。

さて、昨近の治安情勢について御説明させていただきますと、刑法犯認知件数は19年連続して減少し、令和3年の認知件数は約56万8,000件と戦後最少を更新しております。本年9月末現在においては約43万4,000件であり、昨年同時期の約42万件と比べると



約1万4,000件増加しているものの、刑法犯の認知件数がピークであった平成14年と比較すると、まだまだ低い水準で推移し、数値面での治安の改善は継続しております。

治安改善の要因として、官民一体となった犯罪を防止するための取組の推進や防犯機器の普及などが考えられ、この中には、防犯機器や防犯設備の設計、施工及び維持管理といった、防犯設備士の皆様方の日々の活動が大きく寄与してきたものと考えております。

しかしながら、こどもや女性が被害に遭う痛ましい犯罪や、高齢者を狙った特殊詐欺など、国民の平穏な生活を脅かす犯罪は、引き続き発生しております。

国民の皆様の身近で発生する犯罪を未然に防ぐためには、やはり行政をはじめ関係機関や住民団体、事業者等が相互に連携して、防犯環境の整備を始めとした安全安心まちづくりの推進など、様々な防犯の取組を引き続き推進していく必要があります。

中でも、防犯設備士の皆様に関わりの深い

防犯カメラにつきましては、犯罪の予防や事件の速やかな解決に有効な防犯機器であり、その有用性についても広く社会に認知されているところです。

現在、都道府県警察が設置する街頭防犯カメラは、令和4年3月現在で29都道府県で2,204台と、ここ数年増加を続けており、また、近年では地方公共団体や地域の自治会、民間事業者など様々な主体により設置がなされているところです。今後ますます防犯カメラの設置台数が増えることが予想されますが、皆様ご存じのとおり、防犯カメラが適切な場所に適切な撮影方法で設置され、設置した後もデータや機器が適切に管理されることはプライバシー保護の観点からも重要であり、これら適切な設置、管理といった配慮がなされなければ、防犯カメラの有用性が損なわれることとなってしまいます。

そんな中ではありますが、今年から個人情報保護委員会が「犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会」を設置し、警察庁につきましても、こちらの検討会にオブザーバーとして参加しているところです。

この検討会では、『顔識別機能付き防犯カメラ』の高性能化、低下価格化、また、犯罪予防の観点からは有効であるが、遠隔で個人を識別できるという技術的特性上、受忍限度を超える個人のプライバシー侵害を生じさせるリスクをはらむといった動向を踏まえ、カメラ画像の適正な利用の在り方についての議論が進められているところです。

また、従来型の防犯カメラについても、撮影した画像が事後に顔識別システムにより照

合することも想定され得ることから、議論の検討の対象にされております。

防犯設備士の皆様方には、このような新しい社会の流れに御留意いただきながら、今後も引き続き専門的な知識を生かした取組により、防犯カメラの有用性を確保し、地域や国民のニーズに応じて適切かつ効果的に防犯カメラの設置が推進されますよう、お願い申し上げます。

このように、安全で安心なまちづくりを推進するためには、街や建物・施設の構造等を犯罪防止に配慮したものにするハード面の対策と、地域の住民や事業者による防犯パトロール、特殊詐欺やサイバー空間の安全利用等に関する防犯に関する広報啓発といったソフト面の対策を効果的に組み合わせて実施することが重要であります。

皆様方におかれましても、ご見識の深いハード面の対策を推進していただくとともに、地域住民等による自主防犯活動を支援するなど、ソフト面の対策についても、ご協力いただければ幸いです。

おわりに、全国の地域協会並びに日本防犯設備協会の益々の御発展と、本日御出席の皆様方の御多幸と御健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

第一部本会議

1. 報告事項

下記5項目に関して報告された。

①防犯設備士養成講習・資格認定試験の状況

受験者数などの推移、申込者数、警察官にかかる特例制度について、受験促進のお願いについて、事務局から報告した。

②防犯設備士資格の更新講習の状況

地域協会で実施の更新講習の各案内、実施報告（大阪）、実施報告（福岡）、今後の予定について事務局から報告した。

③認定個人情報保護団体制度について

認定個人情報保護団体について、日本防犯設備協会 認定個人情報保護団体 業務実施規程について事務局から報告した。

④防犯優良住宅認定制度分科会の状況

防犯優良住宅を取り巻く事業環境の変化、共通認識・課題、活動計画、普及促進に於ける課題整理、地域協会へのご依頼事項について事務局から報告した。

⑤日本防犯設備協会助成金交付事業について

助成金対象事業の目的、助成対象事業、予算総額、交付事業の内容及び実績、2023年度のスケジュール（予定）について、事務局から報告した。

2. 報告事項に関する質疑応答

以上の報告の後、質問等を含め意見交換が行われた。

●Q1

認定個人情報保護団体について進めていきたいが、会員に案内する為の簡単な資料を作成して頂く事は可能か？

◆A1

これから準備にはいるのでその様な事も考慮して準備していく。

●Q2

クレーム処理・苦情であがってくる事例はどの様なものか？相談した場合のイメージが知りたい。
想定されている事等

◆A2

苦情の件数を個人情報委員会に相談したが、認定個人情報保護団体に上がってくるものは殆どないと聞いている。仮に苦情があったとしても当事者間で解決されるものが殆どと聞いている。我々も苦情処理の経験がないので、具体的に経験しながら今後対応をしていく。

3. 協会の紹介と活動トピックス

全国の協会を代表して以下の3協会より報告があった。

①NPO 法人 東京都セキュリティ促進協力会

NPO 法人 東京都セキュリティ促進協力会の活動報告内容として組織の概要、東セ協の未来について一考察 現在・過去・未来に於いて、東京の安全安心まちづくりに対する挑戦の報告があった。



理事・広報専門担当 高尾 祐之様

②一般社団法人 群馬県防犯設備協会

一般社団法人 群馬県防犯設備協会の活動報告内容として組織の概要、県内の特殊詐欺の被害発生状況、パワポ利用、寸劇（詐欺犯人からの受電体験）、腹話術利用による犯人の犯行方法をしっかりと記憶させる等、協会の地域防犯活動の取組について報告があった。



事業部長 角田 邦彦様

③宮城県防犯設備士協会

宮城県防犯設備士協会の組織の概要、「宮城県優良防犯アパート・マンション認定制度」の積極推進、「商品・施工技術勉強会」の実施、「得意分野がわかる会員名簿作成」等、協会の地域防犯活動の取組について報告があった。



会長 及川 勝博様



理事 石沢 栄様

4. 報告事項に関する質疑応答

以上の報告の後、意見、質問等を含め意見交換が行われた。

●Q1

学校110番の設備を導入した事によって実際に助かった事例があれば紹介頂きたい。有効活用の為の訓練等含め。

◆A1

東セ協が担当している約2800施設のうち教員からの実報は年間2-3件程。その中身も生徒が暴れているものなど様々。又訓練については、人出も不足しており実施していない。但し宮崎県等訓練を実施しているところもある。東京では施設側から要望があった場合、警視庁と一緒に実施する事が年間10-20施設ある。

大防設では、池田小学校の事件から20年たち、大阪府警から小学校約100校の防犯診断依頼があり対応をした。校庭から外周から見て、教室にも入り検査するが報告書にするのに非常に時間がかかった。又所轄の警察と学校で診断と訓練を実施頂いている。

●Q2

認定個人情報保護団体制度に加入する事はとても良い事だと思う。これから保護指針をつくられるとの事で、一方カメラは防犯だけでなく災害、マーケティング用途の活用も多く、保護指針をどの領域までにするかと言う事は現場や有識者の声を聞いて納得性の高いものになれば良いと期待している。

第二部講演

「無施錠を狙う侵入犯罪」・「住居侵入罪と住宅のタイプ」 - 裁判所の判例から -

一級建築士・総合防犯設備士・防犯優良住宅分科会アドバイザー 相川 隆 氏

第一部本会議に続き、一級建築士・総合防犯設備士・防犯優良住宅分科会アドバイザー 相川 隆様より、「無施錠を狙う侵入犯罪」・「住宅侵入罪と住宅のタイプ」-裁判所の判例から-と題して、第二部の講演が行われました。

はじめに

本日は第17回都道府県防犯設備士協会の全国大会が無事に開催されましたこと、心よりお祝い申し上げます。また、このような大会でお話させていただく機会を設けていただき、誠に感謝申し上げます。

私が防犯について関わり始めたきっかけは2006年ごろまで遡り、住宅性能表示制度の項目の最後に「防犯に関するここと」という項目が加わったことにあります。当初は右も左も分からぬ状況で、何から取り組めば良いかを悩んでいたところ、日本防犯設備士協会様には防犯設備士という制度があることを知り、試験を受けさせていただき、多くのことを勉強させていただきました。

そのといった関わり方をさせて頂き、かれこれ16年ほど経過しておりますが、その間当然のことながら防犯部品の仕様は様々な変化を遂げ、警察の方々のご助力でピッキング防止対策などの法律が策定され、侵入窃盗がぐんと減少しました。元々、侵入窃盗犯罪が増加したため防犯建物部品が整ったことを踏まえて、住宅性能表示制度で開口部の侵入防止対策を評価することから始まりました。住宅周囲の状況については、配慮が必要とされていましたが評価方法が未整備のまま現在に至ります。

裁判所が下した判例をいくつか見ていく中で、侵入犯罪を防ぐためには犯人の行動原理を一つ一つ調べていかなくてはならないと感じるようになりました。最高裁判所のホームページでは判例が公表されており、概要を知ることが可能です。そのといったところからその事件に適用された条文や罰条、住宅なのか建物なのか、刑法の適用運用関係についてリストにまとめ、データベースを作成しました。その中には「無施錠」の判例が多くありました。

建築の分野では防犯に関する研究で刑事裁判の判例を扱った論文がありませんでしたが、来年の2月に「無施錠を侵入手口とする住居侵入罪(刑法130条)の牽連犯に関する判例調査報告」と題し、日本建築学会の計画系論文集に掲載される予定です。

本日はその内容を搔い摘んでご報告させて頂ければと思います。



■防犯とIoT住宅

IoTについて

スマートシティといったものが数年前から展示会等で見掛けるようになったかと思います。オフィス街であれば発電施設等を備えてエネルギーの効率化をしようといった開発が見受けられ、住宅においては分譲地全体の利便性・快適性向上を目指したスマートシティにする開発の試みがなされています。

それに当てはまる住宅が所謂「スマートハウス」と言われているもので、消費エネルギーを最適化できる住宅というものが目指されています。その方法は省エネルギー、創エネルギー、蓄エネルギーとそのコントロールです。

省エネルギーについては電機業界様で住設機器の省エネルギー化が進んでいます。例えばエアコンの場合、活動エリアを判別し、人のいるところを狙って送風することができます。この他にも壁や床・天井の断熱性能と気密性能を高めることも省エネルギー化には必要不可欠です。また、壁や床・天井だけでなく、夏の暑い時期も冬の寒い時期も熱の出入りが多いのは窓等の開口部からです。現在は窓の断熱性能を上げるためにペアガラスやトリプルガラスといった断熱性の高い複層ガラスが販売されています。サッシの素材もアルミや

樹脂があり、ガラス種類との組み合わせで断熱性能が異なります。これらはサッシメーカーのショールームに足を運んでいただけすると実物をご覧になれます。

創エネルギーについては、住宅の屋根材として太陽光パネルが使われるようになり始めてから既にかなりの年月が経過していますが、今に至っては蓄電池がついて太陽光で発電した電気を蓄えて利用するシステムができます。これが蓄エネルギーにあたります。それ以外にも家庭用燃料電池とあわせて給湯・暖房等の住設機器が開発されており、省エネ・創エネ・蓄エネを軸として、今後さらに消費エネルギーを最適化できる住宅が様々な機器と連携することで出てくるのだろうという印象を受けております。

スマートハウスはインフラとしては電気・ガス・水道のスマートメータ化が進んでいます。今ではスマートハウスという言葉もあまり聞かなくなり、IoT住宅という言い方が主流になっていると思います。

IoT住宅とはIoT機器を取り入れた住宅です。IoT機器には例えばスマートスピーカーやテレビ、冷蔵庫などのIoT家電があります。スマートハウスで使用されている太陽光発電設備等の住設機器に加え、照明・スイッチ・エアコン・換気扇・給湯器・インターホン・カメラ等がインターネットに繋がっています。その他にも電気錠や電動シャッター、電動窓等があります。これらの機器は環境と機器のモニタリングや環境と機器のコントロールをし、最適なサービスの一役を担っています。

錠前と建築時期

1940年代頃に鍵の開発が始まり、1950年代に共同住宅の玄関ドアにシリンダー錠がついたというのが普及の始まりだと思います。それから1960年代に完全普及となり、2004年にはドア錠破りなど様々な手口や施錠開け対策ができる防犯建物部品(CP認定錠)が開発されました。それから10年も経たない内にその利便性からリモコンキーやスマートフォン等で開けられるスマートドアが選ばれるようになり住宅のセキュリティは変化しています。スマートドアは開閉通知機能も搭載され、さらに外出先から玄関ドアの施錠が行えるものもあり不意の侵入を防ぐことが可能です。

そして昨年、業務用には元々顔認証システムが導入されていましたが、一般的な玄関錠にも防犯建物部品のシリンダー錠やスマートキーに加えて顔認証キーを搭載できるようになり始めたところです。スマートドアには自動施錠というボタンがありますが、締め出されることを心配して使用されていないお客様が多いと思います。顔が鍵になれば締め出される心配はありませんので、このような生体認証の利用によって住宅においても安全に無施錠対策ができるようになったといえるのではないかでしょうか。

住宅の長寿命化に向けた動き

裁判では犯人がその建物を犯行場所に選んだ理由を「建物が古かったから」と説明したことがあります。防犯システム等の建物の仕様は日々向上しています。古い建物が狙われるなら自分のところは大丈夫だと防犯対策を疎かにしていると、いつの間にか防犯性能が周囲の建物に比べて低下してしまい犯人にとって入りやすい建物と認識されてしまうことが40年や50年の長いスパンで見ると考えられます。

このため、防犯システムのメンテナンスを更新していくというのは大事なことです。住宅については省エネルギー性能ばかりではなく長寿命化に向けた動きがあります。今までのスクラップ&ビルトという考え方ではなく、建物の劣化対策や耐震性向上に加えて、防犯性能を高めるサッシや玄関ドア、インターホン・防犯カメラ等を用いた防犯性能の強化も伴った住宅の長寿命化が求められます。

■無施錠を狙う侵入犯罪

裁判の中で判決を出す際に量刑の理由を述べますが、「もっとも安全であるべき自宅」などの表現が用いられています。

社会安全研究財団が行った侵入窃盗犯被疑者に対する調査(註1)では「家の中に入られてからでは遅く、建物をしっかり守るべき」と答える人もいます。犯人の思考としては「弱いから入る」ということのようです。このような調査結果の後に防犯建物部品が開発されるようになりました。

警察庁の犯罪統計(註2)には侵入強盗と侵入窃盗の手口に関する統計が示されていますが、無施錠による住居侵入被害の割合はおよそ半分程度と高い傾向です。そして法務省の研究所による窃盗累犯者に関する調査(註3)では「面識のない(関係のない)人が被害者に選ばれた」という結果が出ています。

住居侵入罪は刑法第130条で規定されており、「正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する」と定められ、住居侵入罪には保護する法的な利益が存在します。また刑法第54条には「一個の行為が二個以上の罪名に触れ、又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる時(筆者註:下線部が牽連犯)は、その最も重い刑により処断する」という法律の適用に関する条文があります。これは住居侵入罪の扱いが関係する内容です。

刑法では住居侵入罪を住居侵入窃盗・住居侵入放火・住居侵入強盗など、様々な罪の手段として扱います。

例：手段（住居侵入罪）⇨結果（窃盗罪：懲役10年以下又は罰金50万円以下）⇨刑（窃盗罪）

（註1）社会安全研究財団、犯罪者の行動分析 犯罪者の全体像 総合防犯体系策定の為の基礎研究調査報告書、1994.3

（註2）警察庁、犯罪統計書 平成30年の犯罪、令和元年9月13日

（註3）岩崎四郎 他、法務総合研究所編：窃盗累犯・詐欺累犯受刑者に関する実証的研究 法務総合研究所研究部紀要、通号22

住宅侵入等（130条）牽連犯の概観

最高裁判所のホームページから無施錠と記載のある刑事事件の判例を75件取得しました。この判例で扱われている個々の事件について裁判所が刑法130条（住居侵入罪）と刑法54条1項後段（牽連犯）を適用した判示236件を対象として犯罪行為を調べました。

それらの判示には住居侵入罪と手段結果の関係にあたる罪は268件ありました。62%が凶悪犯罪、31%が窃盗罪で、その犯行場所は78%（185件）の判示が住宅で、その他の場所は事務所や学校でした。

住居侵入等の牽連犯（住宅）の傾向

犯行場所を住宅に限ると住居侵入罪を手段とした罪は216件を数え、その74%が凶悪犯でした。住宅では凶悪犯の割合が全体で見たときよりも大きくなりました。その場合、被害者と加害者との関係は84%が「面識なし」で、先の法務省の窃盗累犯者に関する調査報告と同じような結果となりました。加害者は自身が特定されないように思っていることが伺われます。

住居侵入等牽連犯の特徴的な行為として「被害者と加害者の間に何らかの人間関係（面識）のない人が住人の許可を得ずに無施錠や開いた開口部から室内に入る」ことが挙げられます。この注意すべき不自然な行為を防ぐことができれば侵入窃盗以外の様々な侵入犯罪も防止できる可能性が出てきます。この住居侵入を防ぐ対象を「面識なし」と「無施錠」とすることは妥当だと思います。

■住居侵入罪と住宅のタイプ

住宅タイプと罪種（面識なし・無施錠の場合）

「面識なし」の加害者が「無施錠」の開口部を狙う場合について、住宅タイプと罪種との関係を統計的な手法（有意水準5%）を用いて検討しました。前提として共同住宅の場合、住人以外の人も利用する廊下や屋外の避難通路などの共用部分は、住居侵入罪（刑法130条）が適用されないため、ご自身の住戸（以下、専用住戸）で被害に遭われた侵入犯罪を対象としました。

また敷地・建物部分の用途が住居侵入罪の適用と関係することから、住宅タイプを共同住宅の専用住戸と戸建住宅・長屋建住宅の2つのタイプに分類しました。共同住宅タイプは専用住戸に入るときに共用廊下等の共用部分を通るタイプで、戸建・長屋タイプは道路から直接住戸に入るタイプです。

罪種と住宅タイプとの間には統計的に有意な関係性のあることが認められました。共同住宅タイプの場合、強盗44%、強制性交33%、放火7%（以上、凶悪犯84%）、窃盗11%でした。金銭・貴金属類を得ることを犯行目的とした強盗・窃盗を合わせた財産犯と性犯罪の割合が大きいのが特徴的です。一方、戸建・長屋タイプの場合、強盗60%、放火9%（以上、凶悪犯69%）、窃盗19%、風俗犯6%でした。強盗・窃盗を合わせた財産犯は88%と大きな割合を占めています。いずれの住宅タイプも罪種の中で強盗の割合が大きいことは共通しています。

住宅タイプと強盗の罰条（面識なし・無施錠の場合）

暴力や脅迫を用いた強盗罪は、その被害に応じて4つの罰条があります。強盗（刑法236条第1項）、強盗致傷（刑法240条前段）、強盗致死（刑法240条後段）、強盗強姦（刑法241条）です。強盗強姦罪は死傷させたときを含みます。

これら強盗の罰条と住宅タイプとの間には統計的に有意な関係性のあることが認められました。共同住宅タイプでは強盗に関する罰条の83%が強盗強姦（刑法241条）でした。前項の「住宅タイプと罪種」で共同住宅タイプにおける罪種の44%を占めた強盗の83%、全体で読み直すと37%が強盗強姦罪であったことになります。ですから共同住宅の専用住戸における性犯罪は、強制性交罪の33%と合わせて全体の70%と大きな割合を占めることになります。一方、戸建・長屋タイプでは、強盗に関する罰条の82%が強盗致死傷罪を占めました。いずれの住宅タイプも住戸内での強盗は身体・生命におよぶ被害になる割合が大きい結果となりました。

罪種と侵入手口（開口部破り・面識なしの場合）

皆様の平穏な住居に、面識のない加害者は、どんな犯意を持って、どうやって入ってくるのでしょうか。先ず罪種と侵入手口との関係です。無施錠を狙う加害者もドアや窓の開口部を無理矢理に開けて侵入するがあるため、ここでは侵入手口を「無施錠」と「開口部破り」の2つの分類としました。

住宅タイプごとに罪種と侵入手口との関係を調べたところ、いずれの住宅タイプも罪種と侵入手口との間に統計的に有意な関係があるとは言えないという結果になりました。共同住宅タイプも戸建・長屋タイプも、罪種によって開口部からの侵入手口の選択に偏りがみ

られないということであれば、仮説として「有効な開口部の防犯対策であれば、その対策は窃盗ばかりでなく、どの罪種に対しても有効である」ということが考えられます。

罪種と侵入手口に関係がないということであれば、防犯設備士(業)の皆様が日常の業務で行われているドアや窓の開口部についての防犯対策は、住居侵入罪を手段とするさまざまな侵入犯罪に対して有効な対策であると言えるようになるのではないかと思います。窃盗を対象とした防犯建物部品は官民合同会議が決めた破壊行為に対して5分間の耐性があります。もある罪種について20分間の耐性が求められるなどの場合があれば一概には言えませんから、本調査とは別の調査が必要になると思いますが、そう言いたいということであります。

侵入手口と侵入開口部(面識なしの場合)

次は侵入手口と侵入開口部との関係です。住宅タイプごとに検討した結果、いずれの住宅タイプも侵入手口と侵入開口部との間には統計的に有意な関係が認められました。戸建・長屋タイプでは、無施錠の侵入手口を用いた場合、侵入開口部の構成比は42%の玄関が最も大きな割合でした。玄関・勝手口・その他の出入口をまとめて出入口とすると、住居侵入罪を手段とした侵入犯罪では侵入した無施錠の開口部の2/3が出入口、1/3が窓です。一方、開口部破り(ここでは施錠外し・ガラス破り・格子外し)の侵入手口を用いた場合、侵入開口部の構成比は82%の窓が大きな割合を占めました。共同住宅タイプでは、無施錠の開口部の62%が玄関、38%が窓となり戸建・長屋タイプと似た傾向が認められました。一方、開口部破り(ここでは施錠外し)の侵入手口を用いた場合、侵入開口部の構成比は、40%が玄関、60%が窓となりました。

共同住宅を発生場所とする強制性交等罪

共同住宅の専用住戸部を対象にした罪種構成で割合の大きかった強制性交等罪について確認をしたところ、発生場所の構成比は78%が専用住戸内、28%が共用部分でした。

住居侵入罪が適用された住戸への侵入開口部は59%が玄関、43%が窓です。無施錠や開口部破り以外の侵入手口で特徴的なのは「後追い」「脅迫」「誤信」です。「後追い」は住戸への入室の際に玄関部室内外で住人への注意喚起や周囲への警報などの適切な対策が充実していくことで安全性が高められる可能性があると思われます。「脅迫」「誤信」は、共用部分での犯罪になり、開口部とは異なる防犯対策が求められます。

調査結果

- ・住宅侵入牽連犯の発生場所は78%が「住宅」
- ・住宅で起きた判示の84%は「面識なし」
- ・「無施錠」「面識なし」の犯罪に対して、戸建住宅・長屋住宅は財産犯、共同住宅住戸(専用部)は財産犯と性犯罪の対策が求められる
- ・「無施錠」「開口部破り」は罪種を問わず対策は有効と推定
- ・「無施錠」を手口とした侵入開口部の割合は「出入口」は約2/3、「窓」は約1/3

対策

- ・住居侵入牽連犯の「面識なし」に対して、侵入開口部としては、「無施錠への対策」が必要
- ・「玄関」「勝手口・その他出入口」には「自動施錠」などの「施錠忘れを防止する機能」が必要
- ・共同住宅住戸(専用部)の場合、住戸開口部付近での「後追い侵入」を防止する対策がのぞましい

■まとめ

罪の手段で用いられる住居侵入罪(刑法130条)の成立を防止することで、その結果の関係にあたる罪の予防にも繋がります。また、侵入開口部への「接近の制御」や開口部の防犯性能を高める「対象物の強化」を行うことが対策の要となりますので、「無施錠対策」と「後追い侵入防止」等の設備を実装した建物がこれから益々普及していくことを願っております。ご清聴ありがとうございました。

第三部 懇親会



懇親会開催

第三部の懇親会は、NPO法人 東京都セキュリティ促進協力会副理事長の櫻井兼二様から開催地協会の挨拶、公益財団法人 全国防犯協会連合会代表理事の田中法昌様からご来賓のご挨拶を頂き、NPO法人 東京都セキュリティ促進協力会副理事長の照井康平様の乾杯で懇親会を開催し、NPO法人 兵庫県防犯設備協会専務理事の島田清様の中締めで終了した。



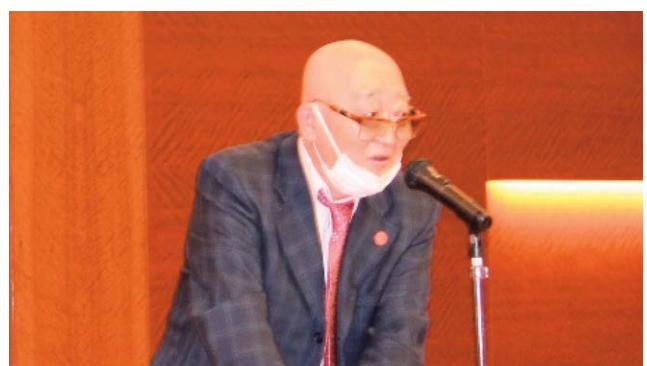
NPO法人 東京都セキュリティ促進協力会
副理事長 櫻井 兼二様



公益財団法人 全国防犯協会連合会
代表理事 田中 法昌様



NPO法人 東京都セキュリティ促進協力会
副理事長 照井 康平様



NPO法人 兵庫県防犯設備協会
専務理事 島田 清様